

NEWS LETTER

2007年11月号 (No.113)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

資産！？消耗品！？どちらで計上！？

近年、あらゆる分野で、技術開発が進み便利な製品がどんどん発売され、ますます便利な世の中になっているように感じます。

逆に言えば、新しく購入したのもすぐにそれを上回るものが発売され、陳腐化してしまうとも言えます。

例えばパソコン。新製品を購入しても3年もすれば、新しいソフトウェアに対応していない、などの理由で、新たに購入しなくてはならなくなってしまいます。

また、会社の業績が良く当期の利益がたくさん出たので、備品を買い替え節税を図ろうと考えることもあるかと思います。

そこで、税務上どのような区分で、消耗品費として



全額経費にできるのか、もしくは、資産に計上して一部しか経費に落とせないのかを考えていきたいと思います。

● 用語チェック

(☆1) 取得価額

購入の代価+取得するために要した費用
(引取運賃・購入手数料等)

(☆2) 中小企業者等

主に資本金が1億円以下の法人

● 少額資産

全ての会社において、取得した備品等の資産が下記に該当する場合は、全額をその資産を事業に投下した期の経費にすることができます。

- ① 使用可能期間が1年未満であるもの
- ② 取得価額(☆1)が10万円未満であるもの

● 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

中小企業者等(☆2)が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得した備品等の資産の取得価額(☆1)が30万円未満である場合、全額をその資産を事業に投下した期の経費にすることができます。

ただし、こちらの規定は、次の注意が必要です。

- ① 青色申告書を提出していること
- ② 事業年度1年間で合計300万円までが限度

● 一括償却資産

全額を経費にすることはできませんが、すべての会社に適用できる規定で、取得した備品等の資産の取得価額(☆1)が20万円未満であるものについては、3年間に分割して均等額を経費とすることができるという規定もあります。

こちら資産計上して減価償却を行うよりは、経費とできる金額が多いことがほとんどです。

● まとめ

取得価額(☆1)	大法人	中小企業者等
30万円以上	資産計上し通常の減価償却	
30万円未満	通常の減価償却	全額経費計上可 年300万円限度 (一括償却資産選択の場合は限度額無)
20万円未満	3年間均等償却可	
10万円未満 or 使用期間1年未満	全額経費計上可	

● 固定資産税(償却資産税)との関連

法人が有する備品等の資産には、土地や建物と同様に固定資産税(償却資産税)がかかります。(課税標準が150万円未満の場合は免税となります。)

上記表より、10万円未満の資産を消耗品費として全額経費とする、20万円未満の資産を3年間均等償却する、といった処理を選択すると、償却資産税も対象外になります。

ただし、中小企業者等の少額減価償却資産の特例を選択した場合には、償却資産税の対象になります。

● 節税目的の際はご相談を

節税のため備品等の資産を購入したが、一部しか経費にならないのでは、本末転倒です。事前に担当者にご相談ください。

(大野 俊啓)

